

日本仏教総合研究学会 会則

第一条 本会は日本仏教総合研究学会と称する。

第二条 本会は、日本の仏教を学際的に研究するとともに、その関連領域の研究の興隆を目指し、異分野の研究者相互の交流に努めることを目的とする。

第三条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術大会の開催
- 二 学会誌『日本仏教総合研究』の発行
- 三 その他の必要な事業

第四条 本会は右の目的に賛同する者をもって会員とする。但し入会には理事会の承認を必要とする。

第五条 本会の維持は会員の会費と寄附金等による。会員の会費は別途に定める。

第六条 本会は次の会員をもって構成する。

- 一 維持会員
- 二 通常会員
- 三 購読会員

第七条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一名
- 二 理事 若干名
- 三 評議員 若干名
- 四 監事 二名
- 五 幹事 若干名

第八条 会長は理事の中から互選し、本会を代表して会務を統理する。

第九条 理事は評議員の中から互選する。理事は理事会を組織し、会務を処理する。

第十条 評議員は総会において互選し、会の運営維持に協力する。

第十一条 監事は総会で選出する。

第十二条 役員の任期は二年とし重任を妨げない。

第十三条 本会の年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十四条 本会の事務局を早稲田大学文学部東洋哲学研究室に置く。

第十五条 本会則の変更は総会の出席者の三分二以上の議決を必要とする。

附則

- 一 本会則は平成十四年一月二十六日より施行する。
- 二 会費は次の通りとする。

通常会員	年額三、〇〇〇円
維持会員	年額五、〇〇〇円
購読会員	年額二、五〇〇円

- 三 三年以上会費未納の場合は、会員資格を失う。
- 平成十六年十二月十二日 改正